

平成22年さぬき市議会第4回定例会議案

平成22年12月9日提出

市長提出議案

- 議案第77号 平成22年度さぬき市一般会計補正予算(第4号)について
議案第78号 平成22年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
議案第79号 平成22年度さぬき市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
議案第80号 平成22年度さぬき市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
議案第81号 平成22年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
議案第82号 平成22年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算(第1号)について
議案第83号 平成22年度さぬき市病院事業会計補正予算(第1号)について
議案第84号 さぬき市地域まちづくり活動基金条例の制定について
議案第85号 さぬき市国民健康保険津田診療所基金条例の制定について
議案第86号 さぬき市教育文化振興基金条例の制定について
議案第87号 さぬき市ケーブルネットワーク条例の一部改正について
議案第88号 さぬき市市長等の給料の特例に関する条例の一部改正について
議案第89号 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第90号 さぬき市斎場の指定管理者の指定について
議案第91号 津田老人福祉センターの指定管理者の指定について
議案第92号 さぬき市地域福祉センター外2施設の指定管理者の指定について
議案第93号 さぬき市高齢者福祉開発推進センター日盛の里外1施設の指定管理者の指定について
議案第94号 さぬき市障害者就労支援施設の指定管理者の指定について
議案第95号 さぬき市ワイン加工施設の指定管理者の指定について
議案第96号 さぬき市物産センターの指定管理者の指定について
議案第97号 さぬき市新農村地域定住促進施設の指定管理者の指定について
議案第98号 さぬき市鴨庄漁村センターの指定管理者の指定について
議案第99号 さぬき市研修センターの指定管理者の指定について
議案第100号 さぬき市大串野外活動施設外7施設の指定管理者の指定について
議案第101号 さぬき市国民宿舎松琴閣外2施設の指定管理者の指定について

- 議案第102号 道の駅ながおの指定管理者の指定について
- 議案第103号 さぬき市志度音楽ホールの指定管理者の指定について
- 議案第104号 市道の路線の廃止について
- 議案第105号 市道の路線の認定について

議案第 77 号

平成 22 年度さぬき市一般会計補正予算（第 4 号）について

平成 22 年度さぬき市一般会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 22 年 12 月 9 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第78号

平成22年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）に
ついて

平成22年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり
定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2
号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成22年12月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第79号

平成22年度さぬき市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について

平成22年度さぬき市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成22年12月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第 80 号

平成 22 年度さぬき市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
について

平成 22 年度さぬき市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 22 年 12 月 9 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第 8 1 号

平成 2 2 年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
について

平成 2 2 年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 2 年 1 2 月 9 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第 8 2 号

平成 2 2 年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
について

平成 2 2 年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 2 年 1 2 月 9 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第 83 号

平成 22 年度さぬき市病院事業会計補正予算（第 1 号）について

平成 22 年度さぬき市病院事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 22 年 12 月 9 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第 8 4 号

さぬき市地域まちづくり活動基金条例の制定について

さぬき市地域まちづくり活動基金条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 2 年 1 2 月 9 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市地域まちづくり活動基金条例

(設置)

第1条 地域における課題の解決を図り、地域の特色を生かしたまちづくりを推進するため、さぬき市地域まちづくり活動基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

議案第 85 号

さぬき市国民健康保険津田診療所基金条例の制定について

さぬき市国民健康保険津田診療所基金条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 22 年 12 月 9 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市国民健康保険津田診療所基金条例

(設置)

第1条 さぬき市国民健康保険津田診療所の管理運営及び施設設備の整備に要する経費に充てるため、さぬき市国民健康保険津田診療所基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、さぬき市津田診療所事業特別会計(以下「特別会計」という。)の歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 86 号

さぬき市教育文化振興基金条例の制定について

さぬき市教育文化振興基金条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 22 年 12 月 9 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市教育文化振興基金条例

(設置)

第1条 学校教育をはじめとする教育及び文化の振興を図るため、さぬき市教育文化振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 87 号

さぬき市ケーブルネットワーク条例の一部改正について

さぬき市ケーブルネットワーク条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 22 年 12 月 9 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例

さぬき市ケーブルネットワーク条例（平成15年さぬき市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号を削り、同条第11号を同条第10号とし、同条第12号から同条第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条第15号を削り、同条第16号を同条第14号とし、同条第17号中「付加機器」を「セットトップボックス」に改め、同号を同条第15号とし、同条第18号を同条第16号とし、同条第19号を同条第17号とする。

第6条、第7条、第9条及び第18条中「付加機器」を「セットトップボックス」に改める。

附則第3項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

有料番組

名称	摘要
C S デジタルセット	C S 放送で放送するチャンネルのうち市長が別に定めるチャンネルを組み合わせたもの
スター・チャンネル	B S 放送で株式会社スター・チャンネルが放送するスター・チャンネルハイビジョン、C S 放送で株式会社スター・チャンネルが放送するスター・チャンネルプラス及びスター・チャンネルクラシックを組み合わせたもの
衛星劇場	C S 放送で株式会社衛星劇場が放送するチャンネル
J sports Plus	C S 放送で株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティングが放送するチャンネル
東映チャンネル	C S 放送で東映衛星放送株式会社が放送するチャンネル
フジテレビNEXT	C S 放送で株式会社フジテレビジョンが放送するチャンネル
グリーンチャンネル	C S 放送で財団法人競馬・農林水産省衛星通信機構が放送するチャンネル
S P E E Dチャンネル	C S 放送で株式会社車両スポーツ映像が放送するチャンネル
WOWOW	B S 放送で、株式会社WOWOWが放送するチャンネル

別表第3を次のように改める。

別表第3（第12条関係）

付加機能使用料

種別		金額	摘要
インターネット 使用料	512kインターネット	月額 2,000円	ケーブルモデム1台につき
	10Mインターネット	月額 3,300円	ケーブルモデム1台につき
セットトップボックス使用料		月額 400円	1台につき
有料番組 視聴料	CSデジタルセット	月額 1,300円	セットトップボックス 1台につき
	スター・チャンネル	月額 2,000円	セットトップボックス 1台につき
	衛星劇場	月額 1,800円	セットトップボックス 1台につき
	J sports Plus	月額 1,300円	セットトップボックス 1台につき
	東映チャンネル	月額 1,500円	セットトップボックス 1台につき
	フジテレビNEXT	月額 1,200円	セットトップボックス1 台につき
	グリーンチャンネル	月額 1,200円	セットトップボックス 1台につき
	SPEEDチャンネル	月額 900円	セットトップボックス 1台につき

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議案第 88 号

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例の一部改正について

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 22 年 12 月 9 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例（平成19年さぬき市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「100分の5」を「100分の2」に改め、同条第2号中「100分の4」を「100分の2」に改める。

第2条及び第3条中「100分の3」を「100分の1」に改める。

第4条中「100分の2」を「100分の1」に改める。

第5条を削る。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

議案第 89 号

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 22 年 12 月 9 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第7項中「を超える」を「に達した日以後における最初の3月31日後に在職する」に改める。

別表第1中

「

78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500
86	239,700	295,700	344,500	385,700	
87	240,400	296,100	345,000	386,300	
88	241,100	296,500	345,500	386,900	
89	241,900	296,800	345,900	387,600	
90	242,400	297,200	346,400	388,200	
91	242,900	297,600	346,900	388,800	
92	243,400	298,000	347,400	389,400	
93	243,700	298,200	347,700	390,100	
94		298,600	348,200		
95		299,000	348,700		
96		299,400	349,200		
97		299,600	349,500		
98		300,000	350,000		
99		300,400	350,500		
100		300,800	351,000		
101		301,000	351,300		
102		301,400	351,700		
103		301,800	352,100		
104		302,200	352,500		
105		302,400	353,000		

106		302,800	353,400		
107		303,200	353,800		
108		303,600	354,200		
109		303,800	354,700		
110		304,200	355,100		
111		304,600	355,500		
112		305,000	355,900		
113		305,200	356,400		
114		305,600			
115		306,000			
116		306,400			
117		306,600			
118		306,900			
119		307,200			

」を

「

78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000	425,300
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700	426,000
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400	426,700
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900	427,200
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600	427,900
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300	428,600
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000	429,300
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500	429,800
86	239,700	295,700	344,500	385,700	403,200	430,500
87	240,400	296,100	345,000	386,300	403,900	431,200
88	241,100	296,500	345,500	386,900	404,600	431,900
89	241,900	296,800	345,900	387,600	405,100	432,400
90	242,400	297,200	346,400	388,200	405,800	433,100
91	242,900	297,600	346,900	388,800	406,500	433,800
92	243,400	298,000	347,400	389,400	407,200	
93	243,700	298,200	347,700	390,100	407,700	
94		298,600	348,200	390,700	408,400	
95		299,000	348,700	391,300	409,100	
96		299,400	349,200	391,900	409,800	
97		299,600	349,500	392,600	410,300	

98	300,000	350,000	393,200	411,000
99	300,400	350,500	393,800	411,700
100	300,800	351,000	394,400	412,400
101	301,000	351,300	395,100	412,900
102	301,400	351,700	395,700	413,600
103	301,800	352,100	396,300	414,300
104	302,200	352,500	396,900	415,000
105	302,400	353,000	397,600	415,500
106	302,800	353,400	398,200	416,200
107	303,200	353,800	398,800	416,900
108	303,600	354,200	399,400	417,600
109	303,800	354,700	400,100	418,100
110	304,200	355,100	400,700	418,800
111	304,600	355,500	401,300	419,500
112	305,000	355,900	401,900	
113	305,200	356,400	402,600	
114	305,600		403,200	
115	306,000		403,800	
116	306,400		404,400	
117	306,600		405,100	
118	306,900		405,700	
119	307,200		406,300	

」に

改める。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

さぬき市斎場の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市斎場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 22 年 12 月 9 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市斎場
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社五輪
- 3 指定管理者となる団体の所在地
富山県富山市奥田新町 12 番 3 号
- 4 指定の期間
平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

議案第 9 1 号

津田老人福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり津田老人福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 2 年 1 2 月 9 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- 1 公の施設の名称
津田老人福祉センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会
- 3 指定管理者となる団体の所在地
さぬき市長尾東 8 8 8 番地 5
- 4 指定の期間
平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日

議案第 9 2 号

さぬき市地域福祉センター外 2 施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市地域福祉センター外 2 施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 2 年 1 2 月 9 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市地域福祉センター、さぬき市軽費老人ホーム行基ハイツ、長尾老人福祉センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会
- 3 指定管理者となる団体の所在地
さぬき市長尾東 8 8 8 番地 5
- 4 指定の期間
平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日

議案第 93 号

さぬき市高齢者福祉開発推進センター日盛の里外 1 施設の指定管理者の 指定について

次のとおりさぬき市高齢者福祉開発推進センター日盛の里外 1 施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 22 年 12 月 9 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市高齢者福祉開発推進センター日盛の里、さぬき市生活支援ハウス日盛苑
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会
- 3 指定管理者となる団体の所在地
さぬき市長尾東 888 番地 5
- 4 指定の期間
平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

議案第 9 4 号

さぬき市障害者就労支援施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市障害者就労支援施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 2 年 1 2 月 9 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市障害者就労支援施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会
- 3 指定管理者となる団体の所在地
さぬき市長尾東 8 8 8 番地 5
- 4 指定の期間
平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日

議案第 9 5 号

さぬき市ワイン加工施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市ワイン加工施設の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 2 年 1 2 月 9 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市ワイン加工施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
さぬきワイン株式会社
- 3 指定管理者となる団体の所在地
さぬき市小田 2 6 7 1 番地 1 3
- 4 指定の期間
平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日

議案第 9 6 号

さぬき市物産センターの指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市物産センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 2 年 1 2 月 9 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市物産センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
さぬきワイン株式会社
- 3 指定管理者となる団体の所在地
さぬき市小田 2 6 7 1 番地 1 3
- 4 指定の期間
平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日

議案第 9 7 号

さぬき市新農村地域定住促進施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市新農村地域定住促進施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 2 年 1 2 月 9 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市新農村地域定住促進施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社さぬき市 S A 公社
- 3 指定管理者となる団体の所在地
さぬき市津田町鶴羽 9 3 9 番地 1
- 4 指定の期間
平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日

議案第 98 号

さぬき市鴨庄漁村センターの指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市鴨庄漁村センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 22 年 12 月 9 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市鴨庄漁村センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
小方自治会
- 3 指定管理者となる団体の所在地
さぬき市鴨庄 4 0 2 1 番地 2
- 4 指定の期間
平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

さぬき市研修センターの指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市研修センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 22 年 12 月 9 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市研修センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
小方自治会
- 3 指定管理者となる団体の所在地
さぬき市鴨庄 4021 番地 2
- 4 指定の期間
平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

さぬき市大串野外活動施設外7施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市大串野外活動施設外7施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成22年12月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

1 公の施設の名称

さぬき市大串野外活動施設、さぬき市サイクリングターミナル、さぬき市カメラリア温泉福祉センター、さぬき市活性化施設、寒川老人福祉センター、さぬき市春日ふれあいセンター、さぬき市農林漁業体験実習館、さぬき市健康生きがい施設

2 指定管理者となる団体の名称

財団法人さぬき市施設管理公社

3 指定管理者となる団体の所在地

さぬき市長尾名1494番地1

4 指定の期間

平成23年4月1日から平成25年3月31日

議案第 1 0 1 号

さぬき市国民宿舎松琴閣外 2 施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市国民宿舎松琴閣外 2 施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 2 年 1 2 月 9 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市国民宿舎松琴閣、さぬき市健康保養施設クアタラソさぬき津田、道の駅津田の松原
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社さぬき市 S A 公社
- 3 指定管理者となる団体の所在地
さぬき市津田町鶴羽 9 3 9 番地 1
- 4 指定の期間
平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日

道の駅ながおの指定管理者の指定について

次のとおり道の駅ながおの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成22年12月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
道の駅ながお
- 2 指定管理者となる団体の名称
前山地区いきいき事業協議会
- 3 指定管理者となる団体の所在地
さぬき市前山936番地
- 4 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日

さぬき市志度音楽ホールの指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市志度音楽ホールの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成22年12月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市志度音楽ホール
- 2 指定管理者となる団体の名称
財団法人さぬき市文化振興財団
- 3 指定管理者となる団体の所在地
さぬき市鴨庄4610番地44
- 4 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定に基づき、下記のとおり市道の路線を廃止することについて、議会の議決を求める。

平成22年12月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

番号	路線名	起 点	終 点	延長（m）	幅員（m）
1	にいかわじぞうせん 新川地蔵線	さぬき市寒川町 石田西字山王 124 番地先	さぬき市寒川町 石田東字地蔵 甲 325 番 1 地先	955.0	6.3 ~ 15.6
2	ちゅうおうどおり ごうせん 中央通2号線	さぬき市寒川町 石田東字地蔵 甲 364 番 6 地先	さぬき市寒川町 石田東字地蔵 甲 323 番地先	122.6	5.2 ~ 13.5

議案第 105 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり市道の路線を認定することについて、議会の議決を求める。

平成 22 年 12 月 9 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
1	ろくばんにしません 六番西山線	さぬき市 鴨部字六番 2402 番 1 地先	さぬき市 鴨部字西山 2474 番 1 地先	366.0	4.0 ~ 10.0
2	よこいちゅうおうせん 横井中央支線	さぬき市 鴨庄字銭山 2391 番 6 地先	さぬき市 鴨庄字銭山 2391 番 7 地先	55.2	4.2 ~ 8.0
3	とりだ ごうせん 鳥田 4 号線	さぬき市寒川町 石田東字鳥田 甲 223 番 23 地先	さぬき市寒川町 石田東字鳥田 甲 223 番 32 地先	28.2	4.4 ~ 10.4
4	とりだ ごうせん 鳥田 5 号線	さぬき市寒川町 石田東字鳥田 甲 223 番 16 地先	さぬき市寒川町 石田東字鳥田 甲 223 番 22 地先	39.8	6.4 ~ 12.4
5	とりだ ごうせん 鳥田 6 号線	さぬき市寒川町 石田東字鳥田 甲 223 番 9 地先	さぬき市寒川町 石田東字鳥田 甲 223 番 13 地先	51.7	6.4 ~ 11.2
6	はしかたじぞうせん 橋方地蔵線	さぬき市寒川町 石田西字橋方 395 番地先	さぬき市寒川町 石田東字地蔵 甲 375 番 2 地先	1,084.6	6.3 ~ 15.6
7	ひがしだにたけやしきせん 東谷竹屋敷線	さぬき市 多和字東谷 96 番 15 地先	さぬき市 多和字竹屋敷 8 番 1 地先	613.0	5.5 ~ 45.0
8	たけやしきせん 竹屋敷線	さぬき市 多和字竹屋敷 13 番 11 地先	さぬき市 多和字竹屋敷 14 番 15 地先	184.0	11.0 ~ 33.6

平成22年度さぬき市一般会計補正予算
(第 4 号)

第1表 歳入歳出予算補正
第2表 地方債補正

香川県さぬき市

平成22年度さぬき市一般会計補正予算（第4号）

平成22年度さぬき市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,708,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,581,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成22年12月9日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
33. 地方特例交付金		72,000	13,355	85,355
	5. 地方特例交付金	72,000	13,355	85,355
35. 地方交付税		9,200,000	697,740	9,897,740
	5. 地方交付税	9,200,000	697,740	9,897,740
50. 使用料及び手数料		831,511	604	832,115
	5. 使用料	653,309	604	653,913
55. 国庫支出金		1,696,742	26,147	1,722,889
	5. 国庫負担金	1,517,268	15,000	1,532,268
	10. 国庫補助金	162,004	11,147	173,151
60. 県支出金		1,610,594	45,938	1,656,532
	5. 県負担金	585,194	7,500	592,694
	10. 県補助金	827,515	38,438	865,953
65. 財産収入		77,873	635	78,508
	5. 財産運用収入	58,070	635	58,705
75. 繰入金		87,049	800,000	887,049
	10. 基金繰入金	71,707	800,000	871,707
80. 繰越金		460,033	120,687	580,720
	5. 繰越金	460,033	120,687	580,720
85. 雑収入		2,672,235	2,594	2,674,829
	25. 雑入	169,491	2,594	172,085
90. 市債		2,466,300	700	2,467,000
	5. 市債	2,466,300	700	2,467,000
歳入	合計	25,872,800	1,708,400	27,581,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 議会費		249,306	△3,042	246,264
	5. 議会費	249,306	△3,042	246,264
10. 総務費		2,537,657	△7,422	2,530,235
	5. 総務管理費	1,975,541	△7,632	1,967,909
	10. 徴税費	314,596	790	315,386
	15. 戸籍住民基本台帳費	99,780	△580	99,200
15. 民生費		6,018,315	51,019	6,069,334
	5. 社会福祉費	3,096,816	40,408	3,137,224
	10. 児童福祉費	2,506,787	△3,698	2,503,089
	15. 生活保護費	414,712	14,309	429,021
20. 衛生費		4,496,779	32,732	4,529,511
	5. 保健衛生費	757,355	67,932	825,287
	20. 病院費	2,263,397	△35,200	2,228,197
30. 農林水産業費		1,227,134	△206	1,226,928
	5. 農業費	1,081,328	△500	1,080,828
	15. 水産業費	49,917	294	50,211
35. 商工費		439,075	96,021	535,096
	5. 商工費	439,075	96,021	535,096
40. 土木費		1,769,944	△739	1,769,205
	5. 土木管理費	233,147	850	233,997
	25. 都市計画費	1,203,202	△1,589	1,201,613
50. 教育費		2,796,656	40,037	2,836,693
	5. 教育総務費	396,126	△990	395,136
	10. 小学校費	896,664	42,219	938,883
	15. 中学校費	292,781	777	293,558
	20. 幼稚園費	390,479	△29	390,450

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	30. 社会教育費	301,450	△1,080	300,370
	35. 保健体育費	519,156	△860	518,296
65. 諸支出金		1,783,079	1,500,000	3,283,079
	5. 基金費	681,505	1,500,000	2,181,505
歳出	合計	25,872,800	1,708,400	27,581,200

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
病院事業出資金	656,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。	620,800	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
小学校施設整備事業	470,800				506,700			
合 計	2,466,300				2,467,000			

一般会計補正予算（第4号）に関する説明書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書
2. 給 与 費 明 細 書
3. 地 方 債 現 在 高 に 関 す る 調



歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
33. 地方特例交付金	72,000	13,355	85,355
35. 地方交付税	9,200,000	697,740	9,897,740
50. 使用料及び手数料	831,511	604	832,115
55. 国庫支出金	1,696,742	26,147	1,722,889
60. 県支出金	1,610,594	45,938	1,656,532
65. 財産収入	77,873	635	78,508
75. 繰入金	87,049	800,000	887,049
80. 繰越金	460,033	120,687	580,720
85. 諸収入	2,672,235	2,594	2,674,829
90. 市債	2,466,300	700	2,467,000
歳入合計	25,872,800	1,708,400	27,581,200

(歳出) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
5. 議会費	249,306	△3,042	246,264				△3,042
10. 総務費	2,537,657	△7,422	2,530,235	1,091		3,198	△11,711
15. 民生費	6,018,315	51,019	6,069,334	32,468			18,551
20. 衛生費	4,496,779	32,732	4,529,511	34,546	△35,200		33,386
30. 農林水産業費	1,227,134	△206	1,226,928	3,980			△4,186
35. 商工費	439,075	96,021	535,096				96,021
40. 土木費	1,769,944	△739	1,769,205				△739
50. 教育費	2,796,656	40,037	2,836,693		35,900		4,137
65. 諸支出金	1,783,079	1,500,000	3,283,079				1,500,000
歳出合計	25,872,800	1,708,400	27,581,200	72,085	700	3,198	1,632,417

2. 歳入

(款) 33. 地方特例交付金

(項) 5. 地方特例交付金

(単位：千円)

目	補正前	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 地方特例交付金	72,000	13,355	85,355	5. 地方特例交付金	13,355	地方特例交付金 13,355
計	72,000	13,355	85,355			

(款) 35. 地方交付税

(項) 5. 地方交付税

5. 地方交付税	9,200,000	697,740	9,897,740	5. 地方交付税	697,740	普通交付税 697,740
計	9,200,000	697,740	9,897,740			

(款) 50. 使用料及び手数料

(項) 5. 使用料

5. 総務使用料	364,939	604	365,543	10. CATV使用料	604	セットトップボックス使用料 604
計	653,309	604	653,913			

(款) 55. 国庫支出金

(項) 5. 国庫負担金

5. 民生費国庫負担金	1,483,206	15,000	1,498,206	5. 社会福祉費負担金	15,000	障害者自立支援給付費負担金 15,000 介護給付・訓練等給付費負担金 15,000
計	1,517,268	15,000	1,532,268			

(款) 55. 国庫支出金

(項) 10. 国庫補助金

10. 民生費国庫補助金	55,552	11,147	66,699	10. 老人福祉費補助金	2,995	地域介護・福祉空間整備等交付金 2,995
				15. 児童福祉費補助金	8,152	次世代育成支援対策交付金 8,152
計	162,004	11,147	173,151			

(款) 60. 県支出金

(項) 5. 県負担金

(単位 : 千円)

目	補正前	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 民生費県負担金	461,500	7,500	469,000	5. 社会福祉費負担金	7,500	障害者自立支援給付費負担金 7,500 介護給付・訓練等給付費負担金 7,500
計	585,194	7,500	592,694			

(款) 60. 県支出金

(項) 10. 県補助金

10. 民生費県補助金	398,951	△ 1,179	397,772	15. 児童福祉費補助金	△ 1,179	児童環境づくり基盤整備事業費補助金 △ 15,663 保育対策等促進事業費補助金 13,833 母子家庭等医療費支給事業費補助金 651
15. 衛生費県補助金	134,370	34,546	168,916	5. 保健衛生費補助金	34,546	子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時 特例交付金 34,546
20. 労働費県補助金	118,472	4,891	123,363	5. 労働費補助金	4,891	緊急雇用創出基金補助事業補助金 4,891
25. 農林水産業費県補助金	136,849	180	137,029	10. 農業振興費補助金	180	アライグマ等防除支援事業費補助金 180
計	827,515	38,438	865,953			

(款) 65. 財産収入

(項) 5. 財産運用収入

5. 財産貸付収入	15,732	635	16,367	5. 土地建物貸付収入	635	その他建物貸付料 635
計	58,070	635	58,705			

(款) 75. 繰入金

(項) 10. 基金繰入金

5. 財政調整基金繰入金	20,200	800,000	820,200	5. 財政調整基金繰入金	800,000	財政調整基金繰入金 800,000
計	71,707	800,000	871,707			

(款) 80. 繰越金

(項) 5. 繰越金

5. 繰越金	460,033	120,687	580,720	5. 前年度繰越金	120,687	前年度繰越金	120,687
計	460,033	120,687	580,720				

(款) 85. 諸収入

(項) 25. 雑入

5. 雑入	169,491	2,594	172,085	30. 雑入	2,594	災害共済金	2,594
計	169,491	2,594	172,085				

(款) 90. 市債

(項) 5. 市債

13. 衛生債	656,000	△ 35,200	620,800	15. 病院債	△ 35,200	病院事業出資債	△ 35,200
30. 教育債	591,900	35,900	627,800	5. 小学校債	35,900	小学校建設事業債	35,900
						長尾小学校増築整備事業債	35,900
計	2,466,300	700	2,467,000				

3. 歳出

(款) 5. 議会費

(項) 5. 議会費

(単位：千円)

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	市債	その他				
5. 議会費	249,306	△3,042	246,264				△3,042	3. 職員手当等	△2,942	議員期末手当 △1,942 期末勤勉手当 △1,000
								4. 共済費	△100	職員共済組合負担金 △100
計	249,306	△3,042	246,264				△3,042			

(款) 10. 総務費

(項) 5. 総務管理費

5. 一般管理費	916,028	△11,230	904,798				△11,230	2. 給料	△2,350	特別職 150 一般職 △2,500
								3. 職員手当等	△8,180	特別職期末手当 △180 期末勤勉手当 △6,000 退職手当負担金 △2,000
								4. 共済費	△700	職員共済組合負担金 △700
40. 支所費	40,831	650	41,481				650	11. 需用費	650	修繕費 650
75. CATV管理費	321,215	2,948	324,163	1,091		3,198	△1,341	3. 職員手当等	△500	期末勤勉手当 △500
				県補 1,091		使用 604		4. 共済費	62	職員共済組合負担金 △70 社会保険料 132
						雑入 2,594		7. 賃金	959	賃金 959 臨時職員賃金 959
								11. 需用費	1,192	修繕費 1,192
								13. 委託料	987	委託料 987 伝送路支障木等除伐委託料 363 番組制作者派遣委託料 624
								14. 使用料及び賃借料	248	賃借料 248 セットトップボックス借上料 248
計	1,975,541	△7,632	1,967,909	1,091		3,198	△11,921			

(款) 10. 総務費

(項) 10. 徴税費

5. 税務総務費	161,695	△1,910	159,785				△1,910	3. 職員手当等	△1,800	期末勤勉手当	△1,800
								4. 共済費	△110	職員共済組合負担金	△110
10. 賦課徴収費	152,901	2,700	155,601				2,700	13. 委託料	2,700	委託料	2,700
										地方税電子申告審査システムサービス 提供業務委託料	1,671
										所得申告支援システム改修委託料	1,029
計	314,596	790	315,386				790				

(款) 10. 総務費

(項) 15. 戸籍住民基本台帳費

5. 戸籍住民基本台帳費	99,780	△580	99,200				△580	3. 職員手当等	△500	期末勤勉手当	△500
								4. 共済費	△80	職員共済組合負担金	△80
計	99,780	△580	99,200				△580				

(款) 15. 民生費

(項) 5. 社会福祉費

5. 社会福祉総務費	489,575	2,696	492,271				2,696	2. 給料	100	一般職	100
								3. 職員手当等	△3,000	期末勤勉手当	△3,000
								4. 共済費	△500	職員共済組合負担金	△500
								19. 負担金、補助及び交付金	6,096	補助金	6,096
										社会福祉協議会運営補助金	6,096
10. 老人福祉費	1,630,649	6,683	1,637,332	2,995			3,688	19. 負担金、補助及び交付金	2,995	補助金	2,995
				国補						地域介護・福祉空間整備補助金	2,995
				2,995							
								28. 繰出金	3,688	介護保険事業特別会計繰出金	3,688
20. 障害者福祉費	936,279	31,279	967,558	22,500			8,779	13. 委託料	1,279	委託料	1,279
				国負						障害者福祉施設耐震診断調査委託料	1,279
				15,000							1,279

(単位：千円)

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	市債	その他				
				県負 7,500				20. 扶助費 30,000	扶助費 30,000 障害者自立支援給付費 30,000	
25. 国民年金費	17,089	△250	16,839				△250	2. 給料 △250 3. 職員手当等 △50 4. 共済費 50	一般職 △250 期末勤勉手当 △50 職員共済組合負担金 50	
計	3,096,816	40,408	3,137,224	25,495			14,913			

(款) 15. 民生費

(項) 10. 児童福祉費

5. 児童福祉総務費	247,360	△4,100	243,260	280 国補 280			△4,380	2. 給料 △2,300 3. 職員手当等 △1,300 4. 共済費 △500	一般職 △2,300 期末勤勉手当 △1,300 職員共済組合負担金 △500
15. 公立保育所費	515,942	△7,789	508,153	1,909 国補 7,803 県補 △5,894			△9,698	2. 給料 △4,000 3. 職員手当等 △4,000 4. 共済費 △300 11. 需用費 511	一般職 △4,000 期末勤勉手当 △4,000 職員共済組合負担金 △300 修繕費 511
20. 保育所運営委託費	634,887	6,999	641,886	4,133 国補 69 県補 4,064			2,866	19. 負担金、補助及び交付金 6,999	補助金 6,999 民間保育所育成事業補助金 6,999
25. 児童館費	92,733	△150	92,583				△150	2. 給料 50 3. 職員手当等 △200	一般職 50 期末勤勉手当 △200
30. 母子福祉費	216,313	1,342	217,655	651 県補 651			691	20. 扶助費 1,342	扶助費 1,342 母子家庭等医療費 1,342

計	2,506,787	△3,698	2,503,089	6,973			△10,671		
---	-----------	--------	-----------	-------	--	--	---------	--	--

(款) 15. 民生費

(項) 15. 生活保護費

5. 生活保護総務費	20,473	14,309	34,782				14,309	23. 償還金、利子及び割引料	14,309	返還金	14,309
										国庫補助負担金返還金	14,309
計	414,712	14,309	429,021				14,309				

(款) 20. 衛生費

(項) 5. 保健衛生費

5. 保健衛生総務費	361,510	△1,570	359,940				△1,570	2. 給料	△270	一般職	△270
								3. 職員手当等	△1,000	期末勤勉手当	△1,000
								4. 共済費	△300	職員共済組合負担金	△300
15. 予防費	174,203	69,502	243,705	34,546			34,956	11. 需用費	172	消耗品費	20
				34,546						印刷製本費	152
								12. 役務費	329	通信運搬費	329
										郵送料	329
								13. 委託料	68,905	委託料	68,905
										子宮頸がん等ワクチン接種委託料	68,495
										子宮頸がん等ワクチン接種業務システム改修委託料	410
								20. 扶助費	96	扶助費	96
										子宮頸がん等ワクチン接種費用給付費	96
計	757,355	67,932	825,287	34,546			33,386				

(款) 20. 衛生費

(項) 20. 病院費

(単位 : 千円)

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	市債	その他					
5. 病院費	2,263,397	△35,200	2,228,197		△35,200		0	24. 投資及び出資金	△35,200	出資金 病院事業出資金	△35,200 △35,200
計	2,263,397	△35,200	2,228,197		△35,200		0				

(款) 30. 農林水産業費

(項) 5. 農業費

5. 農業委員会費	63,508	△2,200	61,308				△2,200	2. 給料	△900	一般職	△900
								3. 職員手当等	△800	期末勤勉手当	△800
								4. 共済費	△500	職員共済組合負担金	△500
10. 農業総務費	119,976	△1,470	118,506				△1,470	2. 給料	△150	一般職	△150
								3. 職員手当等	△1,000	期末勤勉手当	△1,000
								4. 共済費	△320	職員共済組合負担金	△320
15. 農業振興費	35,257	4,160	39,417	3,980	県補	3,980	180	8. 報償費	360	報償費 アライグマ等被害防止対策事業報奨金	360 360
								13. 委託料	3,800	委託料 耕作放棄地対策業務委託料	3,800 3,800
								3. 職員手当等	△30	期末勤勉手当	△30
40. 土地改良費	790,060	△990	789,070				△990	4. 共済費	40	職員共済組合負担金	40
								28. 繰出金	△1,000	農業集落排水事業特別会計繰出金	△1,000
								計	1,081,328	△500	1,080,828

(款) 30. 農林水産業費

(項) 15. 水産業費

10. 漁港管理費	2,626	194	2,820				194	12. 役務費	194	手数料 登記事務手数料	194 194
-----------	-------	-----	-------	--	--	--	-----	---------	-----	----------------	------------

15. 漁港建設費	42,595	100	42,695				100	28. 繰出金	100	漁業集落排水事業特別会計繰出金 100
計	49,917	294	50,211				294			

(款) 35. 商工費

(項) 5. 商工費

5. 商工総務費	57,410	△1,680	55,730				△1,680	2. 給料	△600	一般職	△600
								3. 職員手当等	△800	期末勤勉手当	△800
								4. 共済費	△280	職員共済組合負担金	△280
20. 温泉費	71,169	97,701	168,870				97,701	13. 委託料	8,701	委託料	8,701
										さぬき市施設管理公社委託料	8,701
								19. 負担金、補助及び交付金	89,000	補助金	89,000
										施設管理公社補助金	89,000
計	439,075	96,021	535,096				96,021				

(款) 40. 土木費

(項) 5. 土木管理費

5. 土木総務費	233,147	850	233,997				850	2. 給料	△150	一般職	△150
								3. 職員手当等	△1,800	期末勤勉手当	△1,800
								4. 共済費	△110	職員共済組合負担金	△110
								12. 役務費	2,910	手数料	2,910
										登記事務手数料	2,910
計	233,147	850	233,997				850				

(款) 40. 土木費

(項) 25. 都市計画費

5. 都市計画総務費	7,044	271	7,315				271	11. 需用費	271	消耗品費	40
										修繕費	231
10. 下水道整備費	1,192,513	△1,860	1,190,653				△1,860	28. 繰出金	△1,860	公共下水道事業特別会計繰出金	
											△1,860
計	1,203,202	△1,589	1,201,613				△1,589				

(款) 50. 教育費

(項) 5. 教育総務費

(単位 : 千円)

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	市債	その他				
10. 事務局費	393,454	△990	392,464				△990	2. 給料	190	教育長 40 一般職 150
								3. 職員手当等	△1,100	期末勤勉手当 △1,100
								4. 共済費	△80	職員共済組合負担金 △80
計	396,126	△990	395,136				△990			

(款) 50. 教育費

(項) 10. 小学校費

5. 学校管理費	274,372	△450	273,922				△450	3. 職員手当等	△400	期末勤勉手当 △400
								4. 共済費	△50	職員共済組合負担金 △50
15. 学校建設費	594,916	42,669	637,585		35,900		6,769	12. 役務費	89	手数料 89 印紙代 89
								13. 委託料	3,485	委託料 1,387 長尾小学校増築工事施工監理委託料 1,387 設計委託料 2,098 長尾小学校増築工事実施設計委託料 2,098
								15. 工事請負費	39,095	工事請負費 39,095 長尾小学校増築工事
計	896,664	42,219	938,883		35,900		6,319			

(款) 50. 教育費

(項) 15. 中学校費

5. 学校管理費	124,356	777	125,133				777	3. 職員手当等	△200	期末勤勉手当 △200
								7. 賃金	304	臨時職員賃金 304
								15. 工事請負費	673	工事請負費 673

										中学校施設整備工事
計	292,781	777	293,558				777			

(款) 50. 教育費

(項) 20. 幼稚園費

5. 幼稚園管理費	390,479	△29	390,450				△29	1. 報酬	1,981	非常勤職員報酬	1,981
										講師報酬	1,981
								3. 職員手当等	△3,120	時間外勤務手当	380
										期末勤勉手当	△3,500
								4. 共済費	218	職員共済組合負担金	△280
										社会保険料	498
								7. 貸金	892	貸金	72
										臨時管理員貸金	72
										臨時職員貸金	820
計	390,479	△29	390,450				△29				

(款) 50. 教育費

(項) 30. 社会教育費

5. 社会教育総務費	140,247	△1,080	139,167				△1,080	3. 職員手当等	△1,000	期末勤勉手当	△1,000
								4. 共済費	△80	職員共済組合負担金	△80
計	301,450	△1,080	300,370				△1,080				

(款) 50. 教育費

(項) 35. 保健体育費

45. 学校給食費	429,576	△860	428,716				△860	2. 給料	30	一般職	30
								3. 職員手当等	△800	期末勤勉手当	△800
								4. 共済費	△90	職員共済組合負担金	△90
計	519,156	△860	518,296				△860				

(款) 65. 諸支出金

(項) 5. 基金費

(単位 : 千円)

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	市債	その他				
3. 基金費	681,505	1,500,000	2,181,505				1,500,000	25. 積立金	1,500,000	積立金 1,500,000 地域まちづくり活動基金積立金(元金)) 500,000 教育文化振興基金積立金(元金) 1,000,000
計	681,505	1,500,000	2,181,505				1,500,000			

2. 給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他の手当	計				
補 正 後	長 等	2		18,590	5,713	4,932	29,235	4,303	33,538	
	議 員	26	129,485		37,550		167,035	21,445	188,480	
	その他の特別職	2,566	313,842				313,842	30,286	344,128	
	計	2,594	443,327	18,590	43,263	4,932	510,112	56,034	566,146	
補 正 前	長 等	2		18,440	5,893	4,932	29,265	4,303	33,568	
	議 員	26	129,485		39,492		168,977	21,445	190,422	
	その他の特別職	2,562	311,861				311,861	29,788	341,649	
	計	2,590	441,346	18,440	45,385	4,932	510,103	55,536	565,639	
比 較	長 等			150	△ 180		△ 30		△ 30	
	議 員				△ 1,942		△ 1,942		△ 1,942	
	その他の特別職	4	1,981				1,981	498	2,479	
	計	4	1,981	150	△ 2,122		9	498	507	

2. 一 般 職

(1) 総 括

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	412		1,535,269	1,174,455	2,709,724	503,627	3,213,351	
補 正 前	412		1,546,019	1,206,855	2,752,874	507,987	3,260,861	
比 較			△ 10,750	△ 32,400	△ 43,150	△ 4,360	△ 47,510	

(単位:千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当負担金	子ども手当	備 考
	補 正 後	36,782	11,383	20,348	115,266	465	26,926	552,448	1,745	386,677	22,415	
	補 正 前	36,782	11,383	20,348	114,886	465	26,926	583,228	1,745	388,677	22,415	
比 較					380			△ 30,780		△ 2,000		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	△ 10,750	制度改正に伴う増減分	2,079	給料表の改定に伴う減、給料特例減額率の縮小による増
		その他の増減分	△ 12,829	育児休業等による減
職員手当	△ 32,400	制度改正に伴う増減分	△ 28,964	期末勤勉手当支給率引下げに伴う減
		その他の増減分	△ 3,436	育児休業による減等

3. 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書（補正分）

（単位：千円）

区 分	補 正 前			補 正 後		
	当該年度中の増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中の増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1. 普通債	2,466,300	3,274,802	26,936,026	2,467,000	3,274,802	26,936,726
(1) 土 木	195,600	931,533	6,064,053	195,600	931,533	6,064,053
(2) 農林水産	134,800	255,081	1,769,702	134,800	255,081	1,769,702
(3) 教 育	591,900	433,018	3,282,598	627,800	433,018	3,318,498
(4) 公営住宅		144,433	1,354,629		144,433	1,354,629
(5) CATV		331,636	571,499		331,636	571,499
(6) その他	1,544,000	1,179,101	13,893,545	1,508,800	1,179,101	13,858,345
2. 災害復旧債		33,389	184,651		33,389	184,651
(1) 土 木		26,529	145,408		26,529	145,408
(2) 農林水産		3,301	20,813		3,301	20,813
(3) CATV		2,251	11,740		2,251	11,740
(4) その他		1,308	6,690		1,308	6,690
合 計	2,466,300	3,308,191	27,120,677	2,467,000	3,308,191	27,121,377

平成22年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

平成22年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成22年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,893千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,545,586千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年12月9日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		1,089,412	5,201	1,094,613
	5. 国庫負担金	780,355	3,867	784,222
	10. 国庫補助金	309,057	1,334	310,391
20. 支払基金交付金		1,311,390	5,801	1,317,191
	5. 支払基金交付金	1,311,390	5,801	1,317,191
25. 県支出金		637,202	2,436	639,638
	5. 県負担金	627,706	2,416	630,122
	10. 県補助金	9,496	20	9,516
35. 繰入金		678,178	7,455	685,633
	5. 一般会計繰入金	607,086	3,688	610,774
	10. 基金繰入金	71,092	3,767	74,859
歳入	合 計	4,524,693	20,893	4,545,586

(歳出)

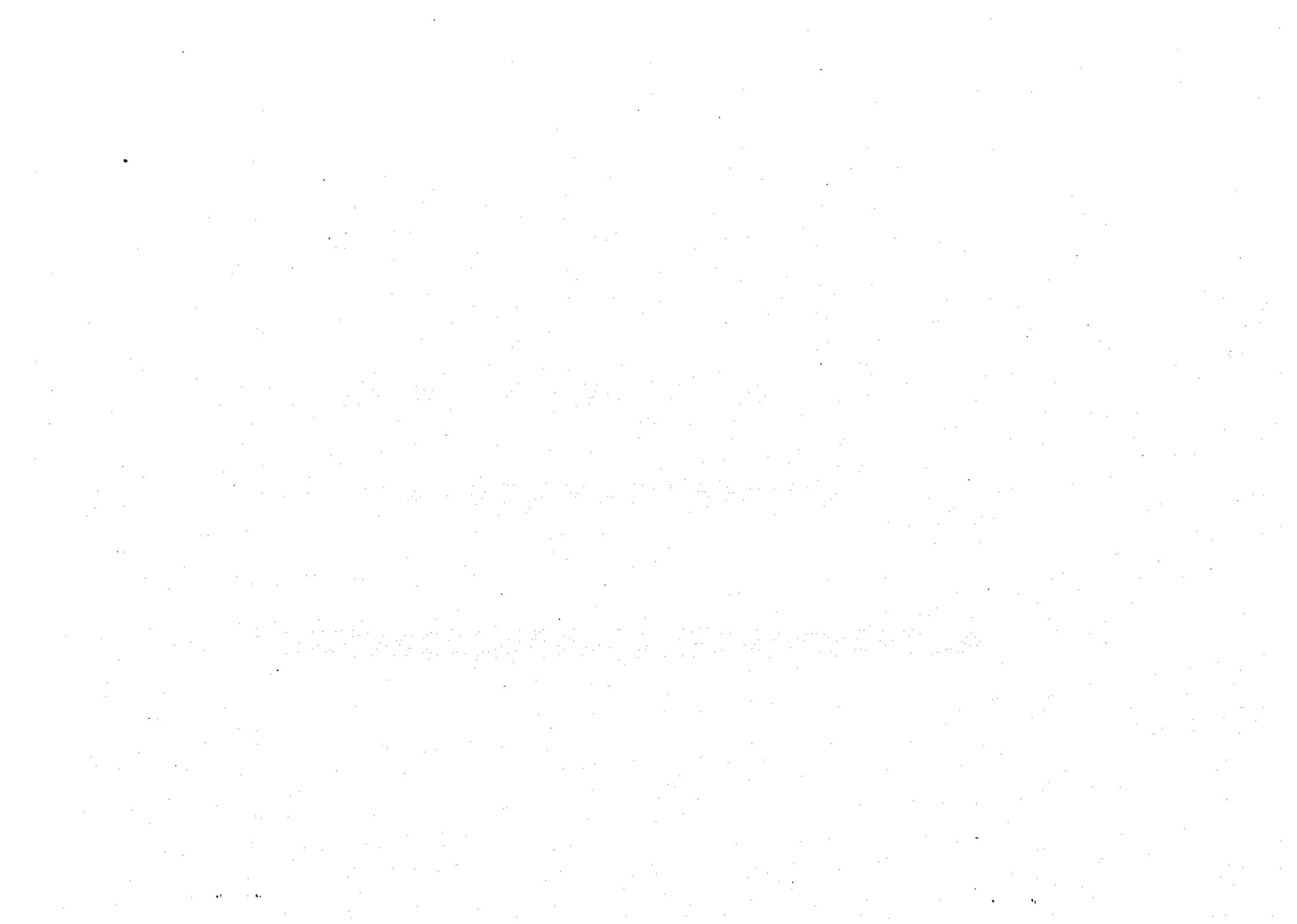
(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 総務費		56,531	1,252	57,783
	5. 総務管理費	8,406	1,252	9,658
10. 保険給付費		4,329,397	19,341	4,348,738
	5. 介護サービス等諸費	4,329,397	19,341	4,348,738
12. 地域支援事業費		59,706	100	59,806
	10. 包括的支援事業等費	27,897	100	27,997
30. 諸支出金		35,365	200	35,565
	5. 償還金及び還付加算金	35,365	200	35,565
歳出	合計	4,524,693	20,893	4,545,586

介護保険事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

2. 給 与 費 明 細 書



歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	1,089,412	5,201	1,094,613
20. 支払基金交付金	1,311,390	5,801	1,317,191
25. 県支出金	637,202	2,436	639,638
35. 繰入金	678,178	7,455	685,633
歳入合計	4,524,693	20,893	4,545,586

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
5. 総務費	56,531	1,252	57,783				1,252
10. 保険給付費	4,329,397	19,341	4,348,738	7,577		9,348	2,416
12. 地域支援事業費	59,706	100	59,806	60		20	20
30. 諸支出金	35,365	200	35,565			200	0
歳出合計	4,524,693	20,893	4,545,586	7,637		9,568	3,688

2. 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 5. 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 介護給付費負担金	780,355	3,867	784,222	5. 現年度分	3,867	現年度分 3,867
計	780,355	3,867	784,222			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 10. 国庫補助金

5. 調整交付金	290,062	1,294	291,356	5. 現年度分	1,294	現年度分 1,294
10. 地域支援事業交付金	18,995	40	19,035	5. 現年度分	40	現年度分 40
計	309,057	1,334	310,391			

(款) 20. 支払基金交付金

(項) 5. 支払基金交付金

5. 介護給付費交付金	1,301,985	5,801	1,307,786	5. 現年度分	5,801	現年度分 5,801
計	1,311,390	5,801	1,317,191			

(款) 25. 県支出金

(項) 5. 県負担金

5. 介護給付費負担金	627,706	2,416	630,122	5. 現年度分	2,416	現年度分 2,416
計	627,706	2,416	630,122			

(款) 25. 県支出金

(項) 10. 県補助金

5. 地域支援事業県交付金	9,496	20	9,516	5. 現年度分	20	現年度分 20
計	9,496	20	9,516			

(款) 35. 繰入金

(項) 5. 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 介護給付費繰入金	541,171	2,416	543,587	5. 現年度分	2,416	現年度分 2,416
7. 地域支援事業費繰入金	9,953	20	9,973	5. 現年度分	20	現年度分 20
10. その他一般会計繰入金	55,962	1,252	57,214	5. 職員給与費等繰入金	1,252	職員給与費等繰入金 1,252
計	607,086	3,688	610,774			

(款) 35. 繰入金

(項) 10. 基金繰入金

5. 介護給付費準備基金繰入金	61,092	3,767	64,859	5. 介護給付費準備基金繰入金	3,767	介護給付費準備基金繰入金 3,767
計	71,092	3,767	74,859			

3. 歳出

(款) 5. 総務費

(項) 5. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	市債	その他					
20. 策定委員会費	0	1,252	1,252				1,252	11. 需用費	43	消耗品費	11
										印刷製本費	32
								12. 役務費	279	通信運搬費	279
										郵送料	279
								13. 委託料	930	委託料	930
										介護保険事業計画アンケート調査・分析委託料	930
計	8,406	1,252	9,658				1,252				

(款) 10. 保険給付費

(項) 5. 介護サービス等諸費

5. 居宅サービス給付費	2,071,951	8,614	2,080,565	3,375		4,163	1,076	19. 負担金、補助及び交付金	8,614	負担金	8,614
				国負		基線				居宅介護サービス給付費	8,614
				1,722		1,579					
				国補		支基					
				577		2,584					
				県負							
				1,076							
20. 住宅改修費	25,834	3,536	29,370	1,385		1,709	442	19. 負担金、補助及び交付金	3,536	負担金	3,536
				国負		基線				居宅介護住宅改修費	2,047
				707		649				介護予防住宅改修費	1,489
				国補		支基					
				236		1,060					
				県負							
				442							

(単位：千円)

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	市債	その他					
45. 高額医療合算 介護サービス 費	3,609	7,191	10,800	2,817		3,476	898	19. 負担金、補助 及び交付金	7,191	負担金 7,191 高額医療合算介護サービス費 7,191	
				国負 1,438		基線 1,319					
				国補 481		支基 2,157					
				県負 898							
計	4,329,397	19,341	4,348,738	7,577		9,348	2,416				

(款) 12. 地域支援事業費

(項) 10. 包括的支援事業等費

5. 包括的支援事 業費	24,903	100	25,003	60		20	20	3. 職員手当等	△100	期末勤勉手当	△100
				国補		基線		4. 共済費	200	職員共済組合負担金	200
				40		20					
				県補							
				20							
計	27,897	100	27,997	60		20	20				

(款) 30. 諸支出金

(項) 5. 償還金及び還付加算金

5. 第1号被保険 者保険料還付 金	1,500	200	1,700			200	0	23. 償還金、利子 及び割引料	200	償還金	200
						基線				過年度分保険料還付金	200
						200					
計	35,365	200	35,565			200	0				

2. 給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	期末手当	その他の手当	計			
補正後	長 等								
	議 員								
	その他の特別職	4	8,854			8,854	1,122	9,976	
	計	4	8,854			8,854	1,122	9,976	
補正前	長 等								
	議 員								
	その他の特別職	4	8,854			8,854	1,122	9,976	
	計	4	8,854			8,854	1,122	9,976	
比較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職								
	計								

2. 一 般 職

(1) 総 括

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	3		10,786	6,501	17,287	3,531	20,818	
補 正 前	3		10,786	6,601	17,387	3,331	20,718	
比 較				△ 100	△ 100	200	100	

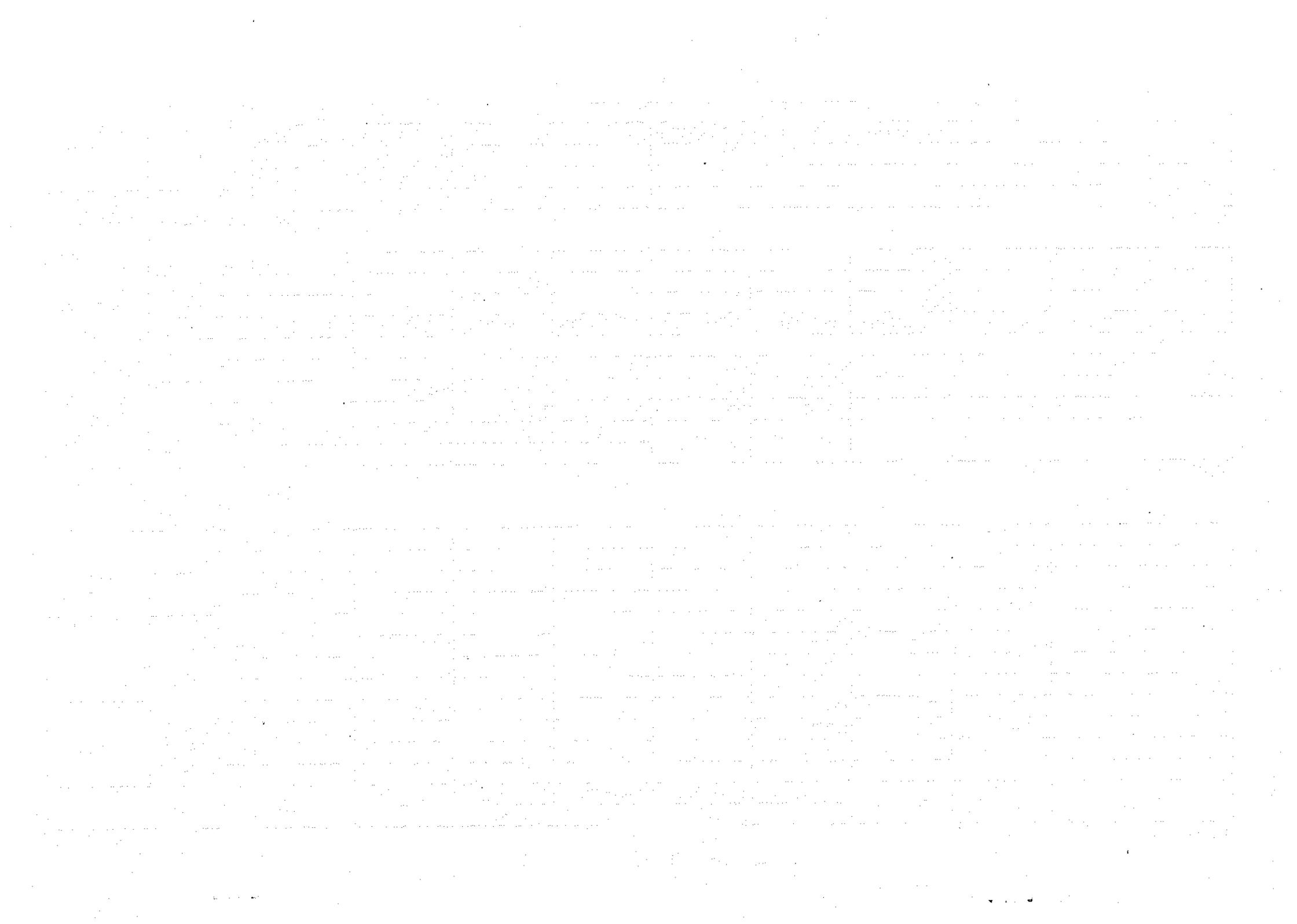
(単位:千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当負担金	備 考
		補 正 後			123	327			3,877		2,174
	補 正 前			123	327			3,977		2,174	
	比 較							△ 100			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料		制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分		
職員手当	△100	制度改正に伴う増減分	△ 100	期末勤勉手当支給率引下げ及び給料表改定に伴う減
		その他の増減分		



平成22年度さぬき市公共下水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

平成22年度さぬき市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度さぬき市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,860千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,032,140千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年12月9日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
30. 繰入金		1,192,513	△1,860	1,190,653
	5. 一般会計繰入金	1,192,513	△1,860	1,190,653
歳入	合計	2,034,000	△1,860	2,032,140

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 事業費		916,527	△1,860	914,667
	5. 下水道費	916,527	△1,860	914,667
歳出	合計	2,034,000	△1,860	2,032,140

公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書
2. 給 与 費 明 細 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
30. 繰入金	1,192,513	△1,860	1,190,653
歳入合計	2,034,000	△1,860	2,032,140

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
5. 事業費	916,527	△1,860	914,667				△1,860
歳出合計	2,034,000	△1,860	2,032,140				△1,860

2. 歳入

(款) 30. 繰入金

(項) 5. 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 一般会計繰入金	1,192,513	△ 1,860	1,190,653	5. 一般会計繰入金	△ 1,860	一般会計繰入金 △ 1,860
計	1,192,513	△ 1,860	1,190,653			

3. 歳出

(款) 5. 事業費

(項) 5. 下水道費

(単位：千円)

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	市債	その他					
5. 公共下水道費	494,503	△2,200	492,303				△2,200	2. 給料	△1,300	一般職	△1,300
								3. 職員手当等	△700	期末勤勉手当	△500
										退職手当負担金	△200
								4. 共済費	△200	職員共済組合負担金	△200
10. 特環下水道費	65,834	100	65,934				100	4. 共済費	100	職員共済組合負担金	100
20. 雨水下水道管理費	40,512	120	40,632				120	2. 給料	50	一般職	50
								3. 職員手当等	△50	期末勤勉手当	△50
								4. 共済費	120	職員共済組合負担金	120
25. 汚水下水道管理費	301,382	120	301,502				120	2. 給料	50	一般職	50
								3. 職員手当等	△100	期末勤勉手当	△100
								4. 共済費	170	職員共済組合負担金	170
計	916,527	△1,860	914,667				△1,860				

2. 給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	8		31,353	24,299	55,652	10,284	65,936		
補 正 前	8		32,553	25,149	57,702	10,094	67,796		
比 較			△ 1,200	△ 850	△ 2,050	190	△ 1,860		

(単位:千円)

職員手当の内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	子ども手当	退職手当負担金	備 考
	補 正 後	840	906	402	2,830		883	11,424	560	6,394	
	補 正 前	840	906	402	2,830		883	12,074	560	6,594	
	比 較							△ 650		△ 200	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	△ 1,200	制度改正に伴う増減分	100	給料表の改定に伴う減、給料特例減額率の縮小による増	
		その他の増減分	△ 1,300		人事異動に伴う減
職員手当	△ 850	制度改正に伴う増減分	△ 850	期末勤勉手当支給率引下げ及び給料表改定に伴う減	
		その他の増減分			

平成22年度さぬき市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

平成22年度さぬき市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度さぬき市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年12月9日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 繰入金		128,621	△1,000	127,621
	5. 一般会計繰入金	128,621	△1,000	127,621
歳入	合計	160,300	△1,000	159,300

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 事業費		59,263	△1,000	58,263
	5. 農業集落排水費	59,263	△1,000	58,263
歳出	合計	160,300	△1,000	159,300

農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書
2. 給 与 費 明 細 書



歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20. 繰入金	128,621	△1,000	127,621
歳入合計	160,300	△1,000	159,300

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
5. 事業費	59,263	△1,000	58,263				△1,000
歳出合計	160,300	△1,000	159,300				△1,000

2. 歳入

(款) 20. 繰入金

(項) 5. 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 一般会計繰入金	128,621	△ 1,000	127,621	5. 一般会計繰入金	△ 1,000	一般会計繰入金 △ 1,000
計	128,621	△ 1,000	127,621			

3. 歳出

(款) 5. 事業費

(項) 5. 農業集落排水費

(単位：千円)

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	市債	その他					
10. 農業集落排水 施設管理費	59,263	△1,000	58,263				△1,000	2. 給料	△500	一般職	△500
								3. 職員手当等	△400	期末勤勉手当	△400
								4. 共済費	△100	職員共済組合負担金	△100
計	59,263	△1,000	58,263				△1,000				

2. 給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	1		2,406	2,106	4,512	779	5,291		
補 正 前	1		2,906	2,506	5,412	879	6,291		
比 較			△ 500	△ 400	△ 900	△ 100	△ 1,000		

(単位:千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当負担金	備 考
	補 正 後	78	324	50	355			567		582	
	補 正 前	78	324	50	355			967		582	
	比 較							△ 400			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	△ 500	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 500	人事異動に伴う減
職員手当	△ 400	制度改正に伴う増減分	△ 15	期末勤勉手当支給率引下げに伴う減
		その他の増減分	△ 385	人事異動に伴う減

平成22年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

平成22年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年 12月 9日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 繰入金		38,595	100	38,695
	5. 一般会計繰入金	38,595	100	38,695
歳入	合計	48,000	100	48,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 事業費		25,983	100	26,083
	5. 漁業集落排水費	25,983	100	26,083
歳出	合計	48,000	100	48,100

漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書
2. 給 与 費 明 細 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20. 繰入金	38,595	100	38,695
歳入合計	48,000	100	48,100

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
5. 事業費	25,983	100	26,083				100
歳出合計	48,000	100	48,100				100

2. 歳入

(款) 20. 繰入金

(項) 5. 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 一般会計繰入金	38,595	100	38,695	5. 一般会計繰入金	100	一般会計繰入金 100
計	38,595	100	38,695			

3. 歳出

(款) 5. 事業費

(項) 5. 漁業集落排水費

(単位：千円)

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	市債	その他					
10. 漁業集落排水施設管理費	25,983	100	26,083				100	2. 給料	30	一般職	30
								3. 職員手当等	△50	期末勤勉手当	△50
								4. 共済費	120	職員共済組合負担金	120
計	25,983	100	26,083				100				

2. 給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	1		4,872	3,328	8,200	1,641	9,841	
補 正 前	1		4,842	3,378	8,220	1,521	9,741	
比 較			30	△ 50	△ 20	120	100	

(単位:千円)

職員手当の内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当負担金	備 考
	補 正 後			50	488			1,811		979	
	補 正 前			50	488			1,861		979	
	比 較							△ 50			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	30	制度改正に伴う増減分	30	給料表の改定に伴う減、給料特例減額率の縮小による増
		その他の増減分		
職員手当	△ 50	制度改正に伴う増減分	△ 50	期末勤勉手当支給率引下げ及び給料表改定に伴う減
		その他の増減分		



平成22年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算
(第1号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

平成22年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年 12月 9日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 繰越金		1	3,200	3,201
	5. 繰越金	1	3,200	3,201
歳入	合計	134,600	3,200	137,800

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 総務費		107,664	3,200	110,864
	5. 施設管理費	107,664	3,200	110,864
歳出	合計	134,600	3,200	137,800

津田診療所事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

2. 給 与 費 明 細 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20. 繰越金	1	3,200	3,201
歳入合計	134,600	3,200	137,800

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
5. 総務費	107,664	3,200	110,864				3,200
歳出合計	134,600	3,200	137,800				3,200

2. 歳入

(款) 20. 繰越金

(項) 5. 繰越金

(単位 : 千円)

目	補正前	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 繰越金	1	3,200	3,201	5. 前年度繰越金	3,200	前年度繰越金
計	1	3,200	3,201			3,200

3. 歳出

(款) 5. 総務費

(項) 5. 施設管理費

(単位 : 千円)

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	市債	その他				
5. 一般管理費	107,664	3,200	110,864				3,200	1. 報酬 非常勤職員報酬 $\Delta 2,366$ 嘱託職員報酬 $\Delta 2,366$		
								2. 給料 一般職 $\Delta 500$		
								3. 職員手当等 期末勤勉手当 $\Delta 300$		
								4. 共済費 職員共済組合負担金 500 社会保険料 $\Delta 230$		
								7. 貸金 臨時職員貸金 2,727		
								11. 需用費 光熱水費 369		
								25. 積立金 積立金 3,000 国民健康保険津田診療所基金積立金(元金) 3,000		
計	107,664	3,200	110,864				3,200			

2. 給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	期末手当	その他の手当	計			
補正後	長 等 議 員								
	その他の特別職	6	21,406			21,406	1,107	22,513	
	計	6	21,406			21,406	1,107	22,513	
補正前	長 等 議 員								
	その他の特別職	7	23,772			23,772	1,415	25,187	
	計	7	23,772			23,772	1,415	25,187	
比較	長 等 議 員								
	その他の特別職	△ 1	△ 2,366			△ 2,366	△ 308	△ 2,674	
	計	△ 1	△ 2,366			△ 2,366	△ 308	△ 2,674	

2. 一 般 職

(1) 総 括

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	5		20,801	19,050	39,851	6,942	46,793	
補 正 前	5		21,301	19,350	40,651	6,442	47,093	
比 較			△ 500	△ 300	△ 800	500	△ 300	

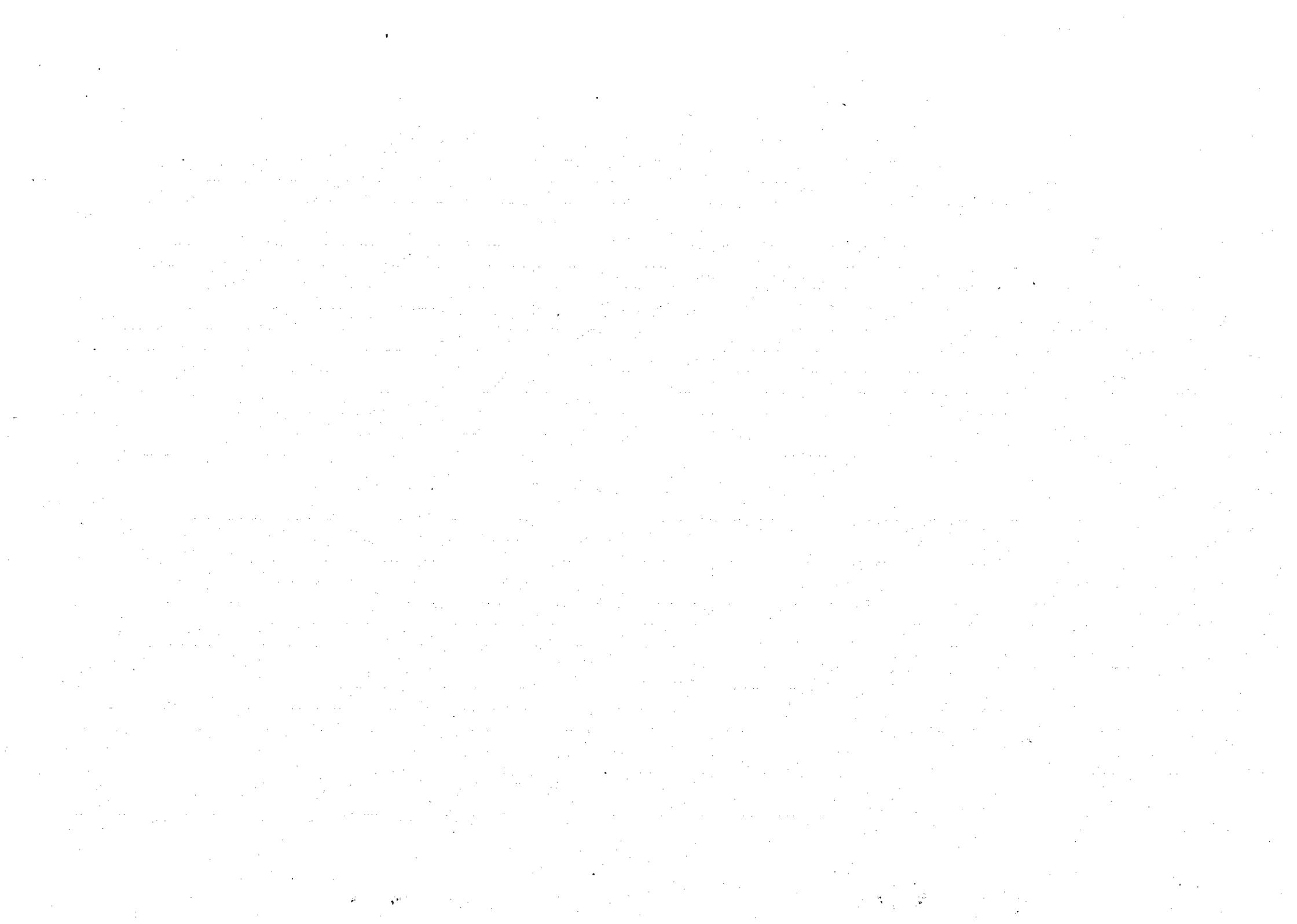
(単位:千円)

職員手当の内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	初任給調整手当	退職手当負担金	子ども手当	備 考	
	補 正 後		528		206	151	2,700	1,461	8,017	1,558	4,299	130	
	補 正 前		528		206	151	2,700	1,461	8,317	1,558	4,299	130	
比 較								△ 300					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	△ 500	制度改正に伴う増減分	15	給料表の改定に伴う減、給料特例減額率の縮小による増 職員構成の変動に伴う減
		その他の増減分	△ 515	
職員手当	△ 300	制度改正に伴う増減分	△ 300	期末勤勉手当支給率引下げに伴う減及び給料表改定に伴う減
		その他の増減分		



平成 22 年 度

さぬき市病院事業会計補正予算（第1号）

香 川 県 さ ぬ き 市

平成22年度さぬき市病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成22年度さぬき市病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(事 業)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
2 資本的支出	建設改良計画(1) 病院増改築 工事費	1,945,916千円	△290千円	1,945,626千円
	(2) 資産購入費	1,494,824千円	△349,694千円	1,145,130千円

(収益的支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 病院事業費用	3,640,234千円	△17,579千円	3,622,655千円
第1項 医業費用	3,563,636千円	△17,420千円	3,546,216千円
第3項 附帯事業費用	27,216千円	△159千円	27,057千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	3,781,942 千円	△142,800 千円	3,639,142 千円
第1項 企業債	1,971,100 千円	△107,600 千円	1,863,500 千円
第2項 一般会計出資金	720,457 千円	△35,200 千円	685,257 千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,565,947 千円	△349,984 千円	3,215,963 千円
第1項 建設改良費	3,440,740 千円	△349,984 千円	3,090,756 千円

(企業債)

第5条 予算第6条の表中「925,800千円」を「818,200千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条中「2,326,226千円」を「2,308,392千円」に改める。

(重要な資産の取得)

第7条 予算第11条の表を次のとおり改める。

「

医療器械	血管造影用撮影装置	1式
	X線TV装置	1式

	I C U用セントラル式監視装置	1式
	逆浸透膜処理水製造装置	1式

」を

「

医療器械	血管造影用撮影装置	1式
	超電導磁気共鳴診断装置	1式
	X線T V装置	1式
	逆浸透膜処理水製造装置	1式

」に改める。

平成22年12月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成22年度さぬき市病院事業会計予算実施計画

収益の支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業費用			3,640,234	△ 17,579	3,622,655	
	1. 医 業 費 用		3,563,636	△ 17,420	3,546,216	
		1. 給 与 費	2,266,710	△ 17,385	2,249,325	職員給与費
		3. 経 費	529,573	△ 35	529,538	諸経費
	3. 附 帯 事 業 費 用		27,216	△ 159	27,057	
		1. 訪問看護事業費用	27,216	△ 159	27,057	訪問看護事業に係る給与費等

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的収入			3,781,942	△ 142,800	3,639,142	
	1. 企 業 債		1,971,100	△ 107,600	1,863,500	
		1. 企 業 債	1,971,100	△ 107,600	1,863,500	病院増改築事業及び資産購入費に係る企業債
	2. 一般会計出資金		720,457	△ 35,200	685,257	
1. 一般会計出資金		720,457	△ 35,200	685,257	建設改良費に対する一般会計からの繰入金及び出資金	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			3,565,947	△ 349,984	3,215,963	
	1. 建設改良費		3,440,740	△ 349,984	3,090,756	
		1. 病院増改築事業費	1,945,916	△ 290	1,945,626	新病院建設に係る新築工事費、工事監理費及び給与費等
	2. 資産購入費	1,494,824	△ 349,694	1,145,130	医療器械購入費及び什器備品購入費	

平成22年度さぬき市病院事業会計資金計画

(単位:千円)

区 分	前年度決算額	当年度予定額	増(△)減
受 入 資 金	4,124,567	7,665,094	3,540,527
1. 事 業 収 益	2,971,275	3,130,471	159,196
2. 前 年 度 未 収 金	554,557	572,026	17,469
3. 企 業 債	256,300	1,863,500	1,607,200
4. 固 定 資 産 売 却 代 金	10	10	0
5. 一 般 会 計 出 資 金	138,309	685,257	546,948
6. 他 会 計 負 担 金	0	0	0
7. 国 県 補 助 金	2,566	1,090,375	1,087,809
8. 一 時 借 入 金	0	0	0
9. 前 年 度 繰 越 額	201,550	323,455	121,905
支 払 資 金	3,801,112	6,777,565	2,976,453
1. 事 業 費 用	3,059,858	3,340,738	280,880
2. 前 年 度 未 払 金	222,846	219,753	△ 3,093
3. 貯 蔵 品	10	10	0
4. 建 設 改 良 費	370,837	3,090,756	2,719,919
5. 投 資	0	1,200	1,200
6. 企 業 債 償 還 金	146,350	124,007	△ 22,343
7. 一 時 借 入 金	0	0	0
8. 前 年 度 未 払 消 費 税	1,211	1,101	△ 110
差 引	323,455	887,530	564,075

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

区 分		職 員 数		給 与 費					法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
		特別職 (その他) (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	病院事業職員	1 (25)	250	112,287	924,125	137,357	768,733	1,942,502	306,823	2,249,325
		訪問看護職員	0 (0)	3	0	10,773	3,184	5,220	19,177	3,581	22,758
		資本勘定支弁職員	0 (0)	4	0	17,768	1,698	11,123	30,589	5,720	36,309
		合 計	1 (25)	257	112,287	952,666	142,239	785,076	1,992,268	316,124	2,308,392
補正前	損益勘定 支弁職員	病院事業職員	1 (25)	250	112,287	923,148	137,357	784,749	1,957,541	309,169	2,266,710
		訪問看護職員	0 (0)	3	0	10,755	3,184	5,376	19,315	3,602	22,917
		資本勘定支弁職員	0 (0)	4	0	17,731	1,698	11,412	30,841	5,758	36,599
		合 計	1 (25)	257	112,287	951,634	142,239	801,537	2,007,697	318,529	2,326,226
比 較			0 (0)	0	0	1,032	0	△ 16,461	△ 15,429	△ 2,405	△ 17,834

手当の内訳

区 分		初任給 調整手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)	
補正後	損益勘定 支 員	病院事業職員	80,208	17,024	14,354	16,182	176,600	75,275	17,143	24,625	10,523
		訪問看護職員	0	0	0	234	168	684	0	0	344
		資本勘定支弁職員	0	798	0	74	0	2,466	0	115	501
		合 計	80,208	17,822	14,354	16,490	176,768	78,425	17,143	24,740	11,368
補正前	損益勘定 支 員	病院事業職員	80,208	17,024	14,354	16,182	176,600	75,275	17,143	24,625	10,523
		訪問看護職員	0	0	0	234	168	684	0	0	344
		資本勘定支弁職員	0	798	0	74	0	2,466	0	115	501
		合 計	80,208	17,822	14,354	16,490	176,768	78,425	17,143	24,740	11,368
比 較		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区 分		期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	子ども手当 (千円)	合 計 (千円)	
補正後	損益勘定 支 員	病院事業職員	217,287	109,422	470	9,620	768,733
		訪問看護職員	2,498	1,292	0	0	5,220
		資本勘定支弁職員	4,500	2,239	40	390	11,123
		合 計	224,285	112,953	510	10,010	785,076
補正前	損益勘定 支 員	病院事業職員	229,397	113,328	470	9,620	784,749
		訪問看護職員	2,615	1,331	0	0	5,376
		資本勘定支弁職員	4,719	2,309	40	390	11,412
		合 計	236,731	116,968	510	10,010	801,537
比 較		△ 12,446	△ 4,015	0	0	△ 16,461	

2. 給料及び手当増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明
給 料	1,032	給与改定に伴う減少分	△ 183	給料表の改定に伴う増減分
		特例減額率変更に伴う増加分	1,215	減額率 3%→1%、2%→1%、1%→減額なし
手 当	△ 16,461	制度改定に伴う増額分	△ 16,461	期末勤勉手当 4.15月分 → 3.95月分

平成22年度さぬき市病院事業会計予定貸借対照表
(平成23年3月31日)

(単位:千円)

		資	産	の	部
1. 固	定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
	イ 土 地			380,244	
	ロ 建 物	1,078,998			
	減価償却累計額	557,735		521,263	
	ハ 附 帯 設 備	1,195,430			
	減価償却累計額	1,032,095		163,335	
	ニ 医 療 器 械	2,071,942			
	減価償却累計額	1,084,296		987,646	
	ホ 什 器 備 品	812,647			
	減価償却累計額	281,073		531,574	
	ヘ 車 輛	11,685			
	減価償却累計額	9,381		2,304	
	ト 建 設 仮 勘 定			2,307,038	
	有 形 固 定 資 産 合 計				4,893,404
(2)	無 形 固 定 資 産				
	イ 電 話 加 入 権			4,363	
	無 形 固 定 資 産 合 計				4,363
(3)	投 資				

イ長期貸付金	<u>1,200</u>	
投資合計		<u>1,200</u>
固定資産合計		4,898,967
2.流動資産		
(1)現金預金		886,030
(2)小口現金		300
(3)未収金		516,680
(4)貯蔵品		540
(5)前払金		<u>3,491</u>
流動資産合計		1,407,041
3.繰延勘定		
(1)控除対象外消費税額		<u>141,411</u>
繰延勘定合計		<u>141,411</u>
資産合計		<u><u>6,447,419</u></u>

負債の部

4.固定負債		
(1)引当金		
イ修繕引当金		<u>5,450</u>
固定負債合計		5,450
5.流動負債		

(1)一時借入金	0	
(2)未払金	216,996	
(3)未払消費税	1,057	
(4)預り金	11,808	
流動負債合計		229,861
負債合計		<u>235,311</u>

資 本 の 部

6.資本金		
(1)自己資本金	3,693,451	
(2)借入資本		
イ 企業債	2,338,928	2,338,928
資本金合計		<u>6,032,379</u>
7.剰余金		
(1)資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	2,283	
ロ 補助金	1,356,337	
ハ 寄付金	1,600	
ニ 他会計負担金	2,000	
資本剰余金合計		<u>1,362,220</u>
(2)利益剰余金		
イ 減債積立金	2,600	
ロ 当年度未処理欠損金	1,185,091	

利 益 剩 余 金 合 計	<u>△ 1,182,491</u>	
剩 余 金 合 計		<u>179,729</u>
資 本 合 計		<u>6,212,108</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>6,447,419</u></u>

平成22年度さぬき市病院事業会計予算積算基礎資料

収益的支出

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既 決 額	補 正 額	補 正 後	節	補 正 額	説 明
1.	病 院 事 業 費 用		3,640,234	△ 17,579	3,622,655			
	1.	医 業 費 用	3,563,636	△ 17,420	3,546,216			
		1. 給 与 費	2,266,710	△ 17,385	2,249,325			職員給与費
						1. 給 料	977	常勤職員の給料
						2. 手 当	△ 16,016	常勤職員の諸手当
						5. 法 定 福 利 費	△ 2,346	職員共済組合負担金等
		3. 経 費	529,573	△ 35	529,538			医業活動に係る諸経費

款	項	目	既 決 額	補 正 額	補 正 後	節	補 正 額	説 明
						1. 退 職 手 当 負 担 金	△ 35	香川縣市町総合事務組合負担金
	3.	附 帶 事 業 費 用	27,216	△ 159	27,057			
		1. 訪 問 看 護 事 業 費 用	27,216	△ 159	27,057			
						1. 給 与 費	△ 159	訪問看護事業に係る職員給与費

資本的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既 決 額	補 正 額	補 正 後	節	補 正 額	説 明
	1.	資 本 的 収 入	3,781,942	△ 142,800	3,639,142			
		1. 企 業 債	1,971,100	△ 107,600	1,863,500			

款	項	目	既 決 額	補 正 額	補 正 後	節	補 正 額	説 明
		1. 企 業 債	1,971,100	△ 107,600	1,863,500			
						1. 企 業 債	△ 107,600	病院増改築事業及び資産購入費に係る企業債
		2. 一 般 会 計 出 資 金	720,457	△ 35,200	685,257			
		1. 一 般 会 計 出 資 金	720,457	△ 35,200	685,257			建設改良に対する一般会計からの繰入金及び出資金
						2. 建 設 改 良 費	△ 35,200	一般会計からの出資金

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既 決 額	補 正 額	補 正 後	節	補 正 額	説 明
		1. 資 本 的 支 出	3,565,947	△ 349,984	3,215,963			
		1. 建 設 改 良 費	3,440,740	△ 349,984	3,090,756			
		1. 病 院 増 改 築 事 業 費	1,945,916	△ 290	1,945,626			

款	項	目	既 決 額	補 正 額	補 正 後	節	補 正 額	說 明
						1. 建物工事請負費	△ 290	新病院建設増改築工事費、工事監理費及び人件費等
		2. 資産購入費	1,494,824	△ 349,694	1,145,130			
						2. 医療器械購入費	△ 389,376	
						3. 什器備品購入費	39,682	

